

住民票等に旧姓（旧氏及び旧氏の振り仮名）併記を希望される方へ

法令改正に伴い、令和元年 11 月 5 日より住民票の写し、マイナンバーカード、署名用電子証明書、印鑑証明書等に旧姓（旧氏）が併記できるようになりました。

また、令和 7 年 1 月 29 日、「住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令」が公布されたことにより、令和 7 年 5 月 26 日以降、旧氏とあわせてその振り仮名も請求できるようになりました。これにより、住民票には旧氏及び旧氏の振り仮名の両方が記載されることになります。

さらに、令和 7 年 5 月 26 日時点で既に旧氏が住民票に記載されている方について、旧氏の振り仮名確認通知（以下、通知）を送付しており、通知された振り仮名が正しい場合、請求をしなくても、令和 8 年 5 月 26 日以降にこの通知に記載された旧氏の振り仮名をそのまま住民票に記載されます（以下、職権記載）。この場合、職権記載された旧氏の振り仮名は、一度に限り、変更の請求をすることができます。

希望される方は、下記の注意事項をご確認いただき、お住まいの区役所・支所にて手続きを行ってください。

◆ 注意事項

- ・旧氏及び旧氏の振り仮名（以下、「旧氏等」という）記載の手続きをすると、マイナンバーカード、住民票の写し、印鑑証明書等に旧氏等が必ず併記されます。

※印鑑証明書には旧氏のみ記載

- ・複数の旧氏等をお持ちであっても、併記できる旧氏等は一つです。
- ・旧氏等削除の手続を行わない限り、住所や氏名が変わっても旧氏等は削除されません。
- ・旧氏等を併記した後にその旧氏等を削除すると、その後「削除後に生じた旧氏等」に限り記載できます。
- ・旧氏等を併記した後に氏が変更した場合、「直前に称していた旧氏等」に限り変更できます。
- ・戸籍届により氏が変更になる方が氏または氏名で印鑑登録されている場合は、一度登録が廃止されますので、再度、印鑑登録が必要です。（旧氏併記後の登録となります。）

※印鑑登録は、氏名、氏のみ、旧氏のみ、名のみ、旧氏＋名の印鑑で登録可

- ・印鑑登録、マイナンバーカード券面更新、署名用電子証明書の再発行など、ご本人しかできない手続きがありますので、原則としてご本人が来庁ください。代理人での手続きでは一度の来庁では完了しない場合があります。

◆ 窓口にお持ちいただく書類

（裏面のとおり）

(1) 旧氏等の記載等を請求する方

書類の種類	内容・条件
①旧氏の振り仮名を証明する書類	パスポート、通帳など、過去にその振り仮名を使用して いたことがわかる書類 ※旧氏の振り仮名がすでに公証済みで、戸籍謄本等に旧 氏の振り仮名が記載されている場合は不要
②本人確認書類	官公署発行の顔写真付き（マイナンバーカード・運転免 許証・パスポート等）→1点 上記以外（資格確認書・年金手帳等）→2点
③マイナンバーカード	お持ちの方のみ
④印鑑登録証	お持ちの方のみ
⑤登録する印鑑	登録を希望する方のみ 氏名、氏のみ、旧氏のみ、名のみ、旧氏+名のいずれか で作られた印鑑
⑥委任状	代理人が請求する場合に必要 ※「旧氏及び旧氏の振り仮名記載等専用委任状」を使用す ること（専用委任状以外の様式の委任状では受付不可）

※請求時に請求者の戸籍情報を確認いたします。戸籍情報を確認できない場合には、戸籍謄本等の提出を求める場合があります。

(2) 職権記載された旧氏の振り仮名のみを変更請求する方

書類の種類	内容・条件
①旧氏の振り仮名を証明する書類	パスポート、通帳など、過去にその振り仮名を使用して いたことがわかる書類
②本人確認書類	官公署発行の顔写真付き（マイナンバーカード・運転免 許証・パスポート等）→1点 上記以外（資格確認書・年金手帳等）→2点
③マイナンバーカード	お持ちの方のみ
④委任状	代理人が請求する場合に必要 ※「旧氏及び旧氏の振り仮名記載等専用委任状」を使用す ること（専用委任状以外の様式の委任状では受付不可）

※一度に限り変更することができます。

※また、令和7年5月26日以降に申請により旧氏の振り仮名を記載した方は、変更することはありません。